

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により令和5年度及び令和6年度において、富良野市が発注する工事の請負及び工事に関する業務の委託等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和4年12月1日

富良野市長 北 猛 俊

## 第1 資 格

### 1 基本的資格要件

富良野市が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4（政令167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

### 2 契約の種類による資格要件

#### （1） 工事の請負契約

① 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 令和4年12月1日現在において建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者で、許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は、都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査を受けていること。なお、その審査基準日が令和3年9月2日以降であること。

ウ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてにおいて、加入若しくは適用除外であること。

② 工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類の契約についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して、同表に掲げる工事予定価格に対応する等級に格付されるものとする。

#### ア 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項の規定による項目及び基準とする。

#### イ 主観的審査事項

a 工事施行成績

b 工事实績額

c 工事契約件数

(等級区分に応ずる予定価格)

種類 \ 等級	A		B	C
	A 1	A 2		
土木工事	2,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満
建築工事	3,000万円以上		1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
とび・土工、 舗装工事	2,000万円以上		1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満
管、水道工事	800万円以上		300万円以上 800万円未満	300万円未満
造園工事	300万円以上		100万円以上 300万円未満	100万円未満
電気、通信工事	800万円以上		300万円以上 800万円未満	300万円未満
その他	3,000万円以上		500万円以上 3,000万円未満	500万円未満

(2) 工事に関する業務の委託等の契約

- ① 工事に関する業務の委託等の契約についての競争入札参加資格者は次に掲げる要件を満たしているものとする。
  - ア 建築物の設計に係るものについては、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所についての登録を受けたものであること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。
  - イ 測量に係るものについては、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けたものであること。
  - ウ 除排雪に係る委託業務、建設工事等に関する物品購入（建設資材含む）については法令等に基づく登録等がある場合は、それに基づくこと。
  - エ 令和4年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - オ 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に売上高を有していること。
  - カ 従業員が2人以上であること。

### 3 資格要件の特例（建設工事は除く）

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又は連合会（以下「中小企業組合等」という。）が、次のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件のうち、営業年数に係る資格要件は適用しない。

また、次の(1)に該当する場合は、資格の種類ごとの要件のうち事業に係る売上高、実績等にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合等にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

中小企業組合等の構成員（組合員）が富良野市内に本社又は事業所等を設置している業者等である場合で、個々の構成員の営業年数や事業に係る売上高、実績等がある場合は、上記資格要件を満たすと認める。

### 4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(4) その他第1の2に定める資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

## 第3 資格審査の申請の時期及び方法

### 1 申請時期

(1) 令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）までとする。

(2) 共同企業体に係る申請時期は、当該企業体が結成されたときとする。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合は、(1)に定める時期及び当該証明を受けた時とする。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合は、(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立された時とする。

(5) 特に市長が必要と認めた者に係る申請時期は、市長の指定する日とする。

(6) 上記(1)の定期受付終了後は、随時受付とする。

(令和5年4月～令和7年2月までの期間)

(7) 審査結果は、3月（中旬を予定）に富良野市のホームページにて公表予定。審査結果の通知は、いたしません。返信用封筒や切手は、必要ありません。

## 2 申請の方法

ア 建設工事・設計測量等（建設工事及び建設工事に係る設計委託のみ対象）  
共同審査システムによる電子申請のみ受付け。

「北海道市町村入札参加共同審査システム」（道内70市町村が参加）

（一般財団法人北海道建設技術センターのホームページからのみ申請できる）  
申請にあたり、事前に申込みが必要。

（令和3・4年度に電子申請していた場合は、その時のID等で申請できます。）  
参加している他市町村への申請も一括でできる。

詳細等は、北海道建設技術センターのホームページを参照

イ 上記以外の申請は、提出書類をPDF化し、富良野市財政課のメールアドレスに添付して送る。

送付先アドレス [zaisei-ka@city.furano.hokkaido.jp](mailto:zaisei-ka@city.furano.hokkaido.jp)（財政課のアドレス）

今年度より郵送での受付けや紙ファイル等での提出は受付けておりません。

① 徐排雪の委託業務

② 砂利、コンクリート、アスファルト、スノーポール、木材など建設工事用資材などの物品購入

③ 除雪車等の物品購入

◎様式のPDF化にあたっては、白黒300DPIとし、社印等ある部分は、カラーでのPDFとする。

1つのメールで送れるデータは、10メガバイト以内とする。それ以上の場合は、複数のメールに分割して送ること。

◎様式は、下記の様式を参考とする。

北海道市町村統一様式（北海道公共工事契約業務連絡協議会制定の（一社）北海道土木協会等が発行している申請書）または、類似様式による申請書類等を総務部財政課に提出することにより行うものとする。ただし、物品購入・除排雪に係る委託業務等・除雪車等については、富良野市の様式によるものとする。

I 共通（様式は北海道市町村統一様式等）

① 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は代表者身分証明書、営業証明書

② 許可・登録証明書

③ 委任状（本社以外で入札、契約等をする場合）

※任意様式で、委任期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

④ 納税証明書（未納がないこと）

・国税については、納税証明書の3の3（法人）または、3の2（個人）が必要。  
電子納税証明書（e-Tax）による提出も可。

・富良野市税の納税者は、富良野市税の納税証明書又は滞納がないことの証明書が必要。

⑤ 登記事項証明書・各種証明書等は、コピー可、証明日から3カ月以内であること。

⑥ 誓約書（富良野市様式）

## Ⅱ 物品購入・除排雪に係る委託業務等・除雪車（富良野市様式）

- ① 物品の購入等指名競争入札参加資格審査申請書（富良野市様式）
- ② 役員名簿
- ③ 直近1年分の決算書（ただし、申請書に記入の場合は添付不要）
- ④ 上記A共通の①②③④⑤⑥
- ⑤ その他 物品等の添付書類例を参照

### 3 資格審査の再申請

競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合は、再度資格審査の申請をするものとする。

中小企業等協同組合（企業組合を除く）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る）を変更した場合、企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した場合は、再度資格審査の申請をするものとする。

### 4 変更事項の届出（ア又はイの各申請先の申請方法にて届出）

競争入札参加資格者は、次に掲げる申請内容に変更のあった場合は変更の届出をするものとする。

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| (1) 商号又は名称   | (5) 組織       | (9) 許可番号・更新 |
| (2) 住所及び電話番号 | (6) 使用印鑑     | (10) 資本金    |
| (3) 代表者      | (7) 許可換え     |             |
| (4) 受任者      | (8) 許可の業種・区分 |             |